

令和三年三月第二回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

怒涛のような令和二年の年末から令和三年という新たな年を迎えましたが、静寂な街中に始発列車の汽笛は響くことはなく、コロナ禍の影響で心待ちにした家族の帰省もままならない御家庭も多く、例年より静かで、寂しい年明けだったと感じております。

昨年十一月二十九日の熊日新聞の論壇で、作家の高村薫氏が地域における鉄道の被災状況や現状等を引き合いに、日本では、鉄道は単なる交通機関ではなく、戦前から日々の暮らしを支え、成人して都会へ出てゆくとき、あるいは帰省で故郷に帰るときに、その人の人生の伴侶のようなものだったと言っただけで、寂しい年明けだったと言っただけで、多くの日本人にとって鉄道はいまなお人生に欠かせない装置になっている。と寄稿されていたことを思い出しました。鉄道が不通である喪失感と復旧、復興への道のり、そして、遠くに暮らす家族、親戚のこと、やむなく中止にした成人式のことなどに想いを馳せつつ、本市にとって大切な故郷の風景、情景といったものを改めて考えさせられた年末年始でした。

その新型コロナウイルス感染症も昨年末から第三波と言われる猛威を振るい、熊本県でも国の一都二府八県を対象とした二回目の緊急事態宣言に準ずる形で、一月十四日から二月十七日まで不要不急の外出自粛や飲食店等における時短営業を要請されるなど、国民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす中で、対策が講じられてまいりました。熊本県では国よりも早い段階で独自の緊急事態宣言も解除され、感染拡大の傾向は収束しつつありますが、今しばらくは警戒を緩めることなくワクチン接種という次の段階へつなげていく準備を進めております。今後の見通しとしては、国が示す優先接種対象者である医療従事者への接種に続き、高齢者及び高齢者施設等の従事者への接種開始に向け、三月下旬以降に接種券を発送する予定であり、それ以外の方には四月以降、順次接種券をお届けする予定でございます。なお、今回のワクチン接種につきましては、人吉市医師会など関係機関の御協力を賜りながら、安全かつ迅速な接種に向け鋭意準備を進めてまいります。

これまでの間、新型コロナウイルス感染症下の医療現場において御対応いただいた全ての医療機関並びに医療従事者の皆様に心からの敬意と労いを、そして、時短営業等に御協力をいただいた飲食業等をはじめとする事業所の皆様へ、併せて心からの感謝を申し上げます。

コロナと共生をするニューノーマルと言われる社会へはまだまだ途上の段階でございますが、昨年末には、新型コロナウイルス感染症下における経済社会の現状を踏まえた新たな経済対策が閣議決定され、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を目標に、デジタル改革やグリーン社会の実現が国策として掲げられております。令和二年七月豪雨からの復旧・復興プランとして熊本県に提唱いただいた球磨川流域のグリーンニューディールも大きく関連するものと期待をしております。今後、更に日常のあり様や我々の意識、更には社会生活全体の変革が求められるものと存じますので、その動静等についても注視をしながら対策を講じてまいりたいと存じます。

災害復旧、復興関係でございますが、尊い人命をはじめ、多くのモノ、コトを失った令和二年七月豪雨から八箇月が経過しようとしております。今年は、本格復興に向けた復興元年とも言える年であり、昨年末から策定に取り組んでいる人吉市復興計画も最終段階に入り、全市、全庁的に大きく前進する準備が整いつつあります。そういった経過の中で、先の一月二十七日、天皇后両陛下によるオンライン方式でのお見舞いをいただきました。お住まいの赤坂御所と県庁や本市、八代市、芦北町、球磨村の役所、役場をインターネット回線でつないで実施された初めての試みで、モニター越しではありましたが、両陛下のお人柄やお気遣いにあふれた面談の時間を、本市の被災者代表として対面された山上、塚本両氏と共に、万感胸に迫る想いで共有することができました。両陛下のお見舞いを糧に、今後の復旧、復興のモデルとなり得るよう復興を遂げることで、国や全国の皆様への恩返しとしたいという想いを一層強くいたしました。

そのためにも、マイナスからゼロへの復旧を目指すのではなく、これまで取り組めなかった地域課題を将来に向かって解決できるように、国、県、多くの方々のお力添えを復興のエネルギーとしてプラスに転じる、より良い地域づくりに邁進してまいります。ハード的には被災した青井阿蘇神社周辺や中心市街地などエリアを設定して再生計画に取り組むことが、今後のまちづくり計画のメインテーマになると考えております。

具体の動きとスケジュールでございますが、今後の復旧、復興の基本施策を体系的にまとめ、復旧、復興へ向けて着実に、力強く前進するための指針となる本市復興計画につきましましては、現在、人吉市復興計画策定委員会を中心に、これまで四回にわたる審議に加え、市民意識調査、インターネットによるアンケート、パブリックコメントの実施など、市民を中心に幅広く御意見を賜りながら、答申に向けた最終調整をいただいているところです。答申をいただきました後、今年度内には人吉市復興計画としてお示ししたいと存じます。計画の策定に当たり、限られた時間の中で活発な御審議をいただきました委員の皆様にも、改めて感謝を申し上げます。

また、復興計画の実現のため、地域ごとに取り組むべき事業や、まちづくりの方向性について、市民との協働により創り上げる本市復興まちづくり計画でございますが、去る二月八日から十二日にかけて、まずは市内六校区の町内会長を対象に、校区別座談会を開催し、地域における現状の課題や今後のまちづくりに関する提言など、貴重な御意見をいただきました。

復興まちづくり計画の策定にしましては、今月以降、順次本格化してまいります。今後は、地域にお住まいの皆様が主体となり、積極的に議論を重ねていただくことが、復興への力強い足取りの基礎となるものと考えております。復興ビジョンに掲げる、「希望ある復興を目指して」球磨川と共に創る「みんなが安心して住み続けられるまち」の実現に向け、引き続き、具体的な取組を進めてまいります。

さらには、人口減少社会へ対する国策であり、本市にとっては未来型復興を牽引するエンジンとして豪雨災害からの復興を力強く推進し具現化していくため、国が掲げるスーパーシティ構想にチャレンジしてまいります。

この構想は国が進める新たな取組であり、住民参画のもと、地域の持つ社会的な課題を最先端のテクノロジーと規制緩和によって解決し、地域のポテンシャルを最大限引き出すことよって、二〇三〇年頃に現実化するであろう未来社会を先行して実現することを目指す、いわば国家プロジェクトと言えるものでございます。

現在、全国の意欲ある自治体が同構想の推進に名乗りを上げており、本市としましても大変ハードルが高い挑戦になるかとは存じますが、このような取組に常に挑戦し続けることが、今次水害からの復興、そして未来へつながる復興として、大いに寄与していくものと確信しております。発災前よりも住みよい、そして住民みんなが幸せに暮らすことのできるまちの実現を目指し、市の挑戦にお力添えをいただく企業の皆様をはじめ、市民の皆様と共に、市の総力を挙げて未来型復興の実現に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

発災直後から、多くの市民の皆様方が心配されており、本市議会でも御議論をいただいた課題に被災後の河川の様相がございました。特に、国、県にお願いをしなければならぬ河道掘削や堆積土砂の撤去については、台風シーズンを経て次期の出水期までの命題とも言えるものでした。

このような状況もあり、国土交通省と熊本県は一月末には今年度内にまとまる流域治水対策のうち、緊急的に取り組む必要がある事業を「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」として発表され、その裏付けとなる事業予算など実効性も示されたところです。二〇二九年度までの十年間に、河道掘削、引堤、遊水地整備、宅地嵩上げと輪中堤など一連の治水対策を緊急的に行うもので、河川事業とまちづくりを連携させ、豪雨災害からの復興を加速させるものと位置付けられております。特に、懸念されていた河道内の土砂掘削などは先行する形で、今年度の出水期までに、国管理区間だけでも約七十立方メートルの掘削が予定されるなど昨年から鋭意進めていただいております。緊迫性を持った国、県の対策、対応に心から感謝を申し上げたいと存じます。

今後の復興まちづくりを行ううえで、治水の在り方は安全・安心確保の大前提とも言えるものであり、全てのまちづくりのベースとなるものです。今年度末には中長期的な対策を含めた「球磨川流域治水プロジェクト」が策定、公表される予定ですが、治水対策については、これまでも増して国、県と強固な連携を図りながら、球磨川と共に創る豊かな流域と、みんなが安心して住み続けられるまちの実現を目指してまいりたいと存じます。

一方、本市においても、全庁的な組織をもって令和二年七月豪雨災害対応検証会議を開催し、今次水害の検証と今後の対策について協議を始めております。ここでは、発災に備えて災害対策本部を設置した令和二年七月三日のタイムラインから解散をした同年十二月二十八日までの本市の災害対応について、災害対策本部、支部、各局にわたり検証を行うもので、今後の防災対策に反映させることを目的としています。検証項目は多岐にわたっておりますが、具体的には、各部署等におけるヒトやモノ、コトなどの動きを時間軸に沿って整理し、時々の対応状況についての分析などを行っております。検証結果等については、地域防災計画やその他関連計画へ確実に反映していくとともに、市民の皆様に対しましても明確に、分かりやすい形でお示しし、安全、安心なまちづくりの推進に努めてま

います。今後、更に検証を積み重ね、来るべき災害に備えてまいりたいと存じます。

また、今次水害の検証では、情報収集・伝達のせい弱性や組織運営における人員の確保、指示系統に係る情報の一元化、避難経路の確保など、「安全な場所まで迅速に避難する」ということが最大の課題となっており、その検証から対策、先進自治体を例に実践的な伝達訓練等の必要性など問題提起も行われております。特に、この「避難する」という行動に對し、これまで以上に高い意識を持つことは、自助、互助、共助、公助、全てに共通する必要不可欠な観点であると存じます。そのため、六月以降、市内の全世帯へ防災ラジオ型による戸別受信機の設置を計画しており、安全に、早く避難いただくための環境整備を行うとともに、併せて防災情報の伝達訓練等を実施いたします。また、行政内においても、国、県、警察、消防といった関係機関と連携し、災害対応力を高める本部運営訓練を継続して実施してまいります。

一方、住民一人ひとりが常日頃から避難に対する意識を持つこと、そして、自主防災組織を中心とした共助体制を構築していくことは、災害への備え、危機管理の面から非常に重要であると考えます。加えて、今後も発災が危惧される大規模災害に對し、災害に関する豊富な知識と経験を有する防災の専門家が本市の組織内に必要であると、私自身、改めて痛感したところです。

このような中、国が推進する地域防災マネージャー制度を活用し、防災の専門性を有する外部人材の運用について検討を開始しております。その人選につきましては、現在、自衛隊など関係機関に御相談しており、適任者が見つかり次第、採用する方向で調整を進めております。

災害時における大きな課題の一つである避難行動要支援者への支援につきましては、災害時避難行動等要支援者システムを活用し、平常時から名簿情報を関係者へ提供するなど、避難支援計画に沿って、その対策に努めてまいりました。このような支援体制の中でも、今次水害においては、支援者自身も被災され、更には避難経路も浸水するなど、一部の地域では計画に沿った支援が困難なケースもございました。市としましても、避難支援計画を含め総合的に検証するとともに、国や県と連携し、あらゆる状況を想定した実効性のある支援策の構築を進めてまいります。

また、本市においては、これまで、洪水による氾濫域や土砂災害の危険区域、地域の避難所などの情報を集約した総合防災マップを作成し市内全戸に配布しておりますが、ここですべて示している球磨川の浸水想定は、八十年に一度の割合で発生する降雨量を想定しているものでした。しかしながら、今次水害の発生を踏まえ、千年に一度の割合で発生する最大規模の降雨量を想定した浸水想定区域図を用いた球磨川の浸水想定マップなどの作成を行い、次の出水期までに市内全戸に配布いたします。その他、災害関連情報を集約した最新の総合防災マップについても、可能な限り早い時期に市民の皆様へお示しできるよう努めてまいります。

豪雨災害に伴う被災者の生活支援関係でございますが、生活再建のための各種相談業務につきましても、カルチャーパレスホール棟に相談窓口を設置し、支援金等の申請受付な

などを継続して行っております。

被災者生活支援金につきましては、二月十五日現在で、住家の被害程度にに応じて支援が受けられる基礎支援金が千九百四十六件、住宅の再建方法により支援が受けられる加算支援金については八百七十二件の申請がっております。

また、昨年末に被災者生活再建支援法が改正され、新たな支援策が追加されており、住家の罹災証明が半壊の世帯において、被害の程度が大きい世帯が中規模半壊世帯として新たに支援対象となりました。年明け後の一月十八日から申請受付を開始しており、支援対象世帯のうち約三割の方々が相談等で見えになっておりますが、再建方法等により支援内容が変わってくるため、現時点では申請まで至るケースが少ないのが現状です。申請期間は令和五年八月三日までとなっておりますので、内容等について十分な周知を図り、分かりやすく丁寧な説明を心がけていくとともに、制度の拡充についても国、県等においてまいりたいと存じます。

一方で、消費者行政につきましても、豪雨災害に伴う消費者トラブルや二重ローンなど数々の問題が指摘されております。特に、被災者の日常生活で抱える悩み事などの相談が増加していることから、発災後の昨年八月より、熊本県弁護士会にて被災者向けの無料法律相談会を開催いただいております。他地域の例を見ても災害等に起因する消費者トラブルが多発する傾向にありますので、関係機関と連携し、トラブル事例や相談会等の情報を定期的に発信するなど、消費者問題に関する被害の防止に努めてまいります。

発災以降、順次整備を進めてまいりました建設型応急住宅につきましては、昨年十二月の鬼木仮設団地の完成をもちまして十三団地、三百八十戸の建設が完了いたしました。応急住宅の建設に当たり御尽力いただきました熊本県、全国木造建設事業協会、熊本県優良住宅協会など関係の皆様、更に建設用地の確保に御協力いただきました地権者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

被災された皆様は現在、建設型、賃貸型の各応急住宅、公営住宅、また、親族宅などを仮の住居として生活を送りながら、新たな家屋の購入、新築、応急修理など、仮設後の生活再建先の確保に向けそれぞれ準備を進めておられます。

しかしながら、元の住居に住むのか、違う場所に移るのかといったことを含めた住まいの再建は、被災者の皆様の将来に対する思いや個々が置かれた状況等により、様々な選択肢が出てくる難しい問題であり、決めかねておられる被災者の方が多いことも理解いたしております。

安心して生活を営むことのできる恒久的な住まいの確保は、今後の生活に安定をもたらすための被災者の生活再建において最も優先される事項であります。

そのため、地域支え合いセンターを中心に巡回訪問を行っているところであり、声掛けや相談等を通して生活状況の把握に努めているところです。今後はこの訪問記録などを基に、個々の生活環境や住居等に関する課題を整理し、世帯の状況に応じた個別支援計画を作成するなど、引き続き被災者一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいります。

災害公営住宅関係でございますが、本年一月から新たに、都市計画課内に災害公営住宅

建設室を設置し、同住宅の計画、建設に向けた準備を進めております。これまでに、被災された皆様に住まいの再建に関するアンケートを実施しており、その結果を基に、現在、具体的なニーズを把握するための集計作業等を行っております。なお、この住まいの問題に関しては、被災者の置かれた状況により変化していくことが想定されますので、今後とも継続して調査を実施するとともに、供給戸数や建設方法、候補地選定などを検討し、建設までのスケジュールを含めた災害公営住宅の供給計画をまとめてまいります。

本市の住宅政策、まちづくりにも大きな影響を及ぼす計画となりますので、国、県、関係機関等と連携し、他の再建支援策とも調整を図りながら方針を定めてまいります。

災害廃棄物対策関係でございますが、市内の被災区域全般において、被災家屋等の解体が進んでおり、先行して進めておりました二百八十九件の自費解体による家屋等の解体ごみの災害廃棄物仮置場への搬入が完了したところです。同時に、十一月下旬から公共事業として着手している公費解体についても鋭意進めており、受付申請の期限を三月末まで延長したことにより、約一千件程度の解体の申請を見込んでおります。このことから、引き続き人吉中核工業用地への災害廃棄物の搬入・搬出が継続することとなりますが、これまでに、騒音、粉じん、臭気等の環境対策には万全を期してまいりますので、周辺地域にお住まいの皆様をはじめ、御理解をいただきますようお願いいたします。

災害土砂関係でございますが、道路や宅地等へ堆積した土砂につきましては、市で搬出を行う申請分の全てが完了しておりますが、少量の土砂については現在も搬出が見受けられます。このような土砂に関しましては、引き続き相良村井沢の仮置場で受け入れていただくこととなっております。なお、これまで土砂の仮置場として使用してきた第一市民運動広場については、仮置場としての使用を終了し、速やかに機能回復のための復旧作業に努めてまいります。

今次水害に係る被災者への救済策でございますが、人吉市国民健康保険一部負担金の免除期間については、令和三年六月末まで国の財政支援が延長されます。また、国民健康保険税につきましても、令和三年六月までの月割り税額に対して財政支援が行われます。更に、介護保険等のサービス利用料及び保険料につきましても国の支援が行われます。

本市におきましても、今後とも健全な事業運営に努めるとともに、国等と連携し、被災された方への支援を継続してまいります。

市税関係でございますが、令和二年分の市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和二年分所得税の確定申告期間と重なることに伴い、所得税の申告期間が全国一律で四月十五日まで延長されたことを受け、二月十六日から三月十五日まではカルチャーパレスホール棟で、延長期間の三月十六日から四月十五日までは西間別館プレハブで申告の受付を行ってまいります。

また、昨年の豪雨災害に伴う市税等の減免申請につきましては、一月末現在で二千二百五十三名の申請をいただいております。申請受付につきましては、引き続き、三月三十一日まで行ってまいります。

障がい者福祉関係でございますが、第五期障がい福祉計画・第一期障がい児福祉計画の計画期間が今年度までとなっておりますことから、現在、第六期障がい福祉計画・第二期障がい児福祉計画の策定作業を進めております。本計画は、国の基本指針に基づき障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の整備における具体的な方向性を示すものであり、今後も障がいのある方が自ら望む地域生活を選択し、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、生活と就労に対する支援体制の充実を図るなど、障がい者福祉施策の更なる推進に努めてまいります。

介護保険事業関係でございますが、第八期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定につきましては、介護保険事業計画等策定運営委員会におきまして慎重なる御審議をいただき、去る二月十六日に答申をいただいたところです。答申では、第七期計画の方向性を継承しつつ、団塊の世代が後期高齢者となる令和七年及び現役世代の急減が見込まれる令和十二年を見据えた中長期的な視野と、令和二年七月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響という喫緊の課題を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るという方向性が示されております。

このことを踏まえ、本市におきましても本計画における重点目標を「高齢者が健やかにいきいきと 地域で支え合いながら 安心して住み続けられるまちへ向けた 地域包括ケアシステムの深化」と定めたところであり、計画に記載した基本目標と施策につきまして、も着実に実行してまいります。

今次水害で被災した農地及び農業用施設の復旧関係でございますが、昨年末に国の災害査定が終了し、その被害の全貌が明らかとなつてまいりました。災害補助の要件を満たした箇所数については、農地百四十二箇所、農業用施設二百一箇所となつており、国に対し復旧費用の補助率の嵩上げ申請を行うなど、農業関係者の御負担を可能な限り軽減することに努めてまいりました。

現在、農地が大規模に冠水したエリアについて、用排水路の土砂撤去を行うよう準備を進めており、その他の被災地区についても順次実施していく予定です。農地に流れ込んだ土砂の撤去につきましても、農地所有者の皆様の御同意をいただくとともに、並行して土砂の受け入れ先を選定し、速やかに撤去作業を実施できるよう準備を進めてまいります。また、今後、新たな被災箇所が確認された場合など、国の災害復旧事業で対応できない状況が生じた場合、機械の借上げや原材料の支給、更には、新たな支援策等、国、県の事業を活用しながら、被災された農業者への支援を継続してまいります。

復旧事業を進めるに当たりましては、農業従事者をはじめ、農家振興組合、ひとよし土地改良区、熊本県土地改良事業団体連合会など、関係の皆様方の御理解と御協力が不可欠でございます。市としましても、一日も早い営農再開に向け、関係の皆様と共に取り組んでまいります。

また、農作物に関しましては、特に被害が大きかったエリアについては、今年の水稲栽培等厳しい状況もございますので、代替作物の選定を含め、経営所得安定対策など、なりの再建に向けた事業を推進してまいります。

林道施設関係でございますが、来年度から、被災した林道施設の災害復旧工事を進めてまいります。今後においても、森林組合など関係機関と協同し、従来の主伐・間伐・保育等の施策計画が滞りなく実施できるよう、林業の振興に努めてまいります。

農業振興関係でございますが、今年度延期を余儀なくされていた人・農地プランの実質化のための協議を、四月から市内十六地区において開催いたします。昨年豪雨災害からの復旧、復興を含め、各地区における課題やその解決策、集積や集約化、担い手問題等について、各地区において協議を進めてまいります。併せて、本市が目指すスマート農業の実現に向け、関係機関と協同し、本市農業の事業推進に資する実質的なプランを、農業従事者の皆様と共に作成してまいります。

商工業者への支援関係でございますが、復旧、復興に向けての補助金申請のサポート等を行うため、昨年八月末に設置した人吉なりわい再建サポートセンターにつきましましては、二月二十四日現在で、四百十四件の事業所から、延べ九百二十七件の相談をいただいております。そのうち、「なりわい再建支援補助金」につきましては百四十三件、「持続化補助金（令和二年七月豪雨型）」につきましては二百九十一件の申請件数となっております。

一方で、補助金の活用検討などを含め再建途上の事業者もおられますことから、今後とも国、県、人吉商工会議所をはじめとした関係機関と連携し、併せて人吉しごとサポートセンター・ヒットビズの相談体制の充実を図りながら、これまで同様、被災された事業者の皆様へ寄り添った復興支援を継続してまいります。

次に、人吉駅前とくまりばの二箇所を整備を進めておりました仮設商店街事業でございますが、一部を除きおおむね整備が完了し、これまで飲食店やサービス業など二十五事業者が順次営業を再開され、仮設商店街「モゾカタウン」として再出発されております。更には、人吉商工会議所におかれても、九日町界隈に飲食業を中心とした仮設商店街「人吉復興コンテナマルシェ」を整備され、去る一月三十日にオープンされたところでございます。

両仮設商店街におかれましては、豪雨災害からの復興、そしてコロナ禍という二重の災禍の中での船出となりますが、営業時間の変更やメニュー開発、テイクアウトの実施といった店舗独自の創意工夫、そしてなにより人吉のまちを元気づけようという情熱をもって営業を再開されており、その力強い姿に、私自身、勇気と活力をいただいております。本市経済を牽引し、日常生活を営むうえでの根幹とも言える商工業の復活は、まちの再建においてなくてはならないものと考えております。このような取組を通じ、被災店舗の再建、そしてまちの賑わいの再活性化に向け、市としましても最大限の支援を行ってまいります。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868関係でございますが、豪雨災害による被災後、復旧のため一時休館しておりましたが、この度復旧工事が完了し、二月二十七日、全面開館することができました。約八箇月ぶりの再開となりましたが、親子連れなど多くの皆様に御来館いただき、久方ぶりに子供たちの笑い声が館内に響き渡っております。今後も、来館者に満足いただけるような企画を立案するとともに、隣に開設された復興の光とも言える仮設商店街「モゾカタウン」とよし駅前」とも集客のための連携を

図りながら、肥薩線をはじめとする鉄道関連事業の復興を支える場としても、施設の更なる充実に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症防止対策における経済振興策でございますが、熊本県独自の緊急事態宣言を受け、営業時間の短縮など県の要請に応じられた飲食店に対し、県の協力金に加え、給付金を上乘せするなど本市独自の支援を行わせていただきました。併せて、市内の店舗等において継続的に感染対策を実施されている小規模事業者等に対し、諸経費の負担分として十万円を上限に支援を行うなど、事業者のなりわい再建を後押しするため、市としましても引き続き支援を行ってまいります。

企業誘致関係でございますが、去る一月二十二日、高橋酒造株式会社と旧田野小学校への施設の進出に関する覚書を締結いたしました。その後、二月二十四日には、本市及び同社の共催にて、田野町内会の皆様へ、事業の概要説明並びに意見交換会を実施しております。同町内の皆様からは今回の進出を歓迎する声も多く寄せられており、市としましても、進出企業、そして田野地区の皆様とともに三者で連携し、地域の活性化につなげてまいります。

また、二月十九日には、東京のITベンチャー企業である株式会社 iTAN（イタン）と、くまりば内のサテライトオフィス進出に係る協定を、次いで、二月二十四日には、同じく東京の不動産会社である株式会社エフ・アール・エスと、データセンター及びコールセンターの進出に係る協定をそれぞれ締結いたしました。豪雨災害からの復興に向け明るい兆しとなります今回の協定締結につきまして、御尽力いただきました関係の皆様から感謝を申し上げます。両社の事業を通じ、若年層のしごとの創出並びに本地域における雇用創出の推進につながることを心から期待いたします。

観光振興関係でございますが、全国的にも、そして本市においても大変厳しい状況にある中で、国、県、諸団体の全面的な御支援をいただき、様々な復興関連事業が進められております。

そのような中、今次水害及び新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況下にある市内の飲食店を支援するため、三月十三日から「人吉食べ飲み応援券」の販売を開始いたします。熊本県独自の緊急事態宣言の発令を受け開始時期を延期してりましたが、改めてこの事業がまちの賑わいを呼び戻すきっかけとなるよう、事業継続や再建に取り組む事業者の皆様を支援してまいります。

また、被災したまちを明るく照らし、人吉を彩る事業として、人吉温泉旅館組合並びに人吉商工会議所青年部の御尽力により、「ひかり」をテーマとした社会実験や、「あかりイベント」が企画されており、二月十三日の鍛冶屋町及び人吉駅前広場、そして二十三日には国宝青井阿蘇神社において順次開催されております。また、三月七日には、熊本県商工会議所青年部による「ひとよし駅前復興祭」も開催予定となっております。

そのほか、観光再生への取組として、県の呼びかけにより市内の観光関係者が参加して観光復興会議が開催されており、今月中には復興に向けた具体的な観光戦略が取りまとめられた人吉球磨観光復興戦略が打ち出される予定です。今後、観光関連団体において実施

されます各イベント等とも連携し、人吉観光の復活に向け、市としてもしっかりと取り組んでまいります。

また、球磨川くんだり関係でございますが、現在、被災した人吉発船場のリノベーション工事を行っております。観光人吉復興のシンボルとして、ツアーデスクやカフェ、ショップ機能を兼ね備えた観光拠点施設の整備を進めており、本年七月には「HASSENBAHITOYOSHIKUMAGAWA」として開業する予定でございます。

豪雨災害、そしてコロナ禍と、多重の災禍による観光産業への影響は、発災から半年以上が経過した現在も、依然として深刻な状況が続いております。この状況から一日も早く脱却するため、関係の皆様と共に本市観光の復活、再生に向けた取組を加速化してまいります。

物産振興関係でございますが、発災直後からこれまで、全国の様々な事業者から物産販売や販路開拓に関する御提案をいただいております。そのような中、福岡市の株式会社博多大丸にて取り組んでおられる「九州探検隊アンバサダー」制度を活用し、本市の物産品や特産品の広報活動などを行っていただく運びとなりました。このような取組を一つの契機とし、今後においても全国各地の企業や事業者等と連携を図りながら、本市の物産振興に寄与する活動を積極的に展開してまいります。

また、農産物等の販路拡大に関する事業につきましても、今次水害の影響により休止しておりました「くまろんフェア」の再開に向け鋭意準備を進めております。これまで参加いただいております多くの店舗が現在も復旧の最中でございますが、同フェアの再開を本市農業の復活の一助とし、当地域の誇る球磨栗の魅力を改めて全国に発信してまいります。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、昨年八月から国の災害査定が始まり、年明け一月に全て終了しております。昨年の豪雨災害で被災した道路、河川、橋梁の五十五箇所につきましては、引き続き復旧整備を進めてまいります。

土木関係でございますが、令和元年度に新たな人吉市橋梁長寿命化計画を策定しましたので、その計画に基づき万江川に架かる高橋ほか五橋の補修設計を実施いたします。

また、本市の復興を支えるとともに市民生活に身近な生活関連道路対策でございますが、下林南願成寺線における温泉町地内の舗装補修工事や、戸越永葉線における下永野町地内の改築工事など、安全で快適な道路環境の整備に努めてまいります。

市営住宅関係でございますが、令和三年度においては、原城団地一、二号棟外壁改修工事及び鶴田団地五、六、七号棟の給水設備改修工事を実施いたします。そのほか、市営住宅へお住まいの方に安心して暮らしていただけるよう、経年劣化した住戸の修繕等を行ってまいります。

また、人吉市公営住宅等長寿命化計画については、計画期間が令和三年度までとなっておりますことから、令和四年度からの新たな十箇年計画を策定し、市営住宅の適切な管理運営に努めてまいります。

今次水害で被災した老人福祉センターにつきましては、被災後、指定管理者である市老

人クラブ連合会の皆様の御尽力により、部分的に応急復旧し事務室等として使用してきたところですが、現施設については、令和三年度からは当面の間、休館といたします。

その理由として、センター建物自体の老朽化に加えて、被災による耐震性など安全面や衛生面からの不安があり、また、今回の水害を受け、市民の皆様にご安心して御利用いただける状況ではないと判断したものです。今後につきましては、地元町内会や市老人クラブ連合会の皆様と協議を重ねながら対応を検討してまいります。

地域子育て支援の拠点となる「ほっとステーション九ちゃんクラブ」につきましては、これまで九日町に拠点を構えておりましたが、今次水害により被災し、現在は各公民館や保育園等を借用して巡回する「おでかけ九ちゃん」等の形にて活動を継続しております。

子育てについての悩み相談や情報提供など、保護者や子供たちが自由に集える空間として、子育て支援を行う拠点は必要と認識しておりますので、今後の活動場所の選定を含め、保育サポーターと連携し、きめ細かな子育て支援が行えるよう準備を進めてまいります。

上水道事業関係でございますが、現在、今次水害で被災した水道施設の復旧作業を進めております。なお、老朽施設の更新として取り組んできた原城配水池につきましては、貯水槽建設予定地が大きな被害を受けたことから、事業計画の見直しを余儀なくされております。今後も厳しい経営状況が続くものと存じますが、安全、強じん、持続という観点から、事業の効率化や優先度を見極めていくとともに、健全な事業運営の維持を目指し、時代に適応した人吉市水道事業ビジョンの見直しやアセットマネジメントの導入に向け準備を進めてまいります。

下水道関係につきましては、人吉浄水苑をはじめ、汚水中継ポンプ場四箇所、雨水ポンプ場二箇所などに甚大な被害を受けましたが、関係機関の御尽力により、早期の応急措置、仮復旧を実施しております。令和三年度は、施設の耐水化を含めた本復旧を進めてまいります。

また、中長期的な経営の指針となる人吉市下水道事業経営戦略につきましては、今次水害などの影響により、その前提条件が大きく変化しておりますことから、指針の見直しをはじめ、これまで以上に経営環境を注視し安定的な下水道事業の運営に努めてまいります。

なお、公共下水道認可区域外につきましては、国、県の補助制度を活用し、浄化槽の更なる普及促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでまいります。

新市庁舎建設関係でございますが、去る一月十四日、本地域の将来を担う子供たちの学習機会の一つとして、球磨工業高等学校の生徒百二十九名を対象に、新市庁舎工事現場見学会を開催いたしました。見学した生徒からは「免震機能など、技術の進歩に驚きました。これを機会に今後の勉強や将来に役立てていきたいと思えます」といった感想をいただくなど、最新の建築技術や新市庁舎建設に関する理解を深めていただいたものと存じます。

見学会の開催に当たり、事前準備から当日対応まで御協力賜りました学校関係の皆様にも、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。

また、本体工事におきましては、昨年の豪雨災害の影響により一時中断したものの、既に五十一基の免震装置の取付けを終え、現在は一階部分の柱や梁などの躯体工事に入るな

ど、当初の計画どおり、令和四年六月の供用開始に向け着実に事業を推進しております。今後、新たな防災拠点としての新市庁舎全体の姿が明らかとなつてまいります。引き続き安全を第一に、また新型コロナウイルス感染症の予防にも配慮しながら工事を進めてまいります。

学校教育関係でございますが、昨年の豪雨災害から八箇月が過ぎようとしている現在も、継続した心のケアを必要としている子供たちがあります。児童期から思春期の子供たちが負った心の傷、心身の状態は、時間の経過とともに常に変化しており、その心のケアについては、学校や家庭における長期的な経過観察と、スクールカウンセラーなど専門家との密接な連携が必要であると強く認識しております。

本市の将来を担う子供たち、それは社会の希望であり、また未来を創る力そのものです。この子供たちが、健康で、笑顔で学校生活を送ることができるよう、適切な支援を行っていくことは、紛うことなき我々の責務だと考え、熊本県教育委員会に対してスクールカウンセラーなどの継続した設置を強く求めてまいりたいと存じます。

全ての子供たちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう、今後も県や関係機関と連携し、その成長をしっかりと見守ってまいります。

市内小中学校における教育ICT環境の整備状況でございますが、国のGIGAスクール構想を踏まえ、現在、小学三年生以上の児童生徒を対象に、一人につき一台のパソコンを配備し、また、電子黒板についても一学級に一台ずつ設置するよう整備を進めております。

グローバル社会が進展する中において、次世代を担う子供たちがより質の高い教育を受けられる機会を創出することは、人材育成の観点からも極めて重要であると存じます。子供たちが、それぞれの個性や希望に応じて健やかに学び育つ環境づくりの推進に向け、市としてもしっかりと取り組んでまいります。

奨学金制度関係でございますが、向学心に富み将来への希望があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生の学びを支えるため設置しております本市奨学金制度について、その拡充を図るため、新たに給付型の奨学金制度を創設いたします。

本制度は、貸与型奨学金として現在運用している奨学基金の一部を活用して実施するもので、持続可能な事業となるよう、ふるさと納税等の寄附金を当基金に充当しながら適正に実施してまいります。

避難所として長期間使用した人吉スポーツパレスや、今次水害で被災したコミュニティセンター、人吉城歴史館、体育施設の復旧関係につきましては、早期の機能復旧に向けて検討を進めておりますが、今回の水害を契機に、今後の公共施設の在り方について総合的、かつ全市的な視点が必要になってきたことや、復旧場所や原形復旧の捉え方など具体的な復旧方法について更に精査が必要なことから、現在、関係者との意見交換、国、県との協議等を鋭意行っております。本来機能の復旧をはじめ、指定避難所等としての位置付けがある施設もございませうこと、早期復旧はもちろんでございますが、代替機能についても早期解決を図ってまいりたいと存じます。

人吉市勤労青少年ホーム事業関係でございますが、市内で勤労する青少年の福祉の向上とその健全な育成に資するため、旧勤労青少年福祉法に基づき、昭和四十九年に設置いたしております。これまで多岐にわたる講座を開講し、平成二十八年には熊本地震の影響による施設機能の移転を余儀なくされながらも、長年にわたり勤労者の皆様を中心に御利用いただきてきた施設でございますが、開館当初からの設置目的が遂げられたと判断したことで、また、本市行財政健全化計画による事業見直し等から、総合的に判断した結果、今年度末をもって事業を終了することといたしました。

今後につきましては、利用者の皆様の自主活動やコミセン講座への移行・統合など活動の場の創出について、関係の皆様と引き続き協議を重ねてまいります。

ふるさと納税関係でございますが、今年度は、二月二十日現在で約七万二千件、約十億六千万円の寄附をいただき、昨年同期比で寄附件数は約五倍、寄附金額は約四倍と大幅な伸びを見せております。これは、昨年七月の豪雨災害以降、全国の皆様から、ふるさと納税という形で御支援をいただいたものであり、併せて、たくさんの励ましのメッセージを頂戴いたしました。更に、友好都市の静岡県牧之原市をはじめ十の自治体において、ふるさと納税の代理受領を行っていただき、こちらにつきましても一億円近い寄附をお寄せいただいております。ふるさと納税事業を通じ、本市を御支援いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

また、企業版ふるさと納税につきましても、昨年八月から取組を開始しており、二月二十日現在で八社、三千五十万円の寄附をいただいております。現在も、複数の企業からお申し出をいただいておりますことから、災害からの復興をはじめ、本市の各施策に対し、全国の企業の皆様に一定の御理解をいただいているものと存じます。今後も更なる内容の充実に努め、積極的な事業展開を図ってまいります。

義援金関係でございますが、日本全国、そして世界各地から多数の寄附をいただいております。この義援金に関しましては、昨年十月と十二月の計二回、第一次、第二次の配分として被災された皆様にお配りしたところです。今後についても、県や本市配分委員会等と連携し、大切にお届けしてまいります。

国勢調査関係でございますが、昨年の豪雨災害の発生により、本市におきましては調査時期を令和三年一月に変更して実施いたしました。新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害の影響など、これまでとは異なる状況での実施となりましたが、指導員、調査員、そして市民の皆様のご理解と御協力を賜り無事に終了することができました。調査に御協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

昨今の激動とも言える状況下ではありますが、令和四年二月十一日、本市は市制施行八十周年という節目の年を迎えます。今から八十年前、昭和十七年は、その前年に太平洋戦争が勃発、混沌たる世界情勢にあつて、我々の先人たちはまさに難しい時代を乗り越えてこられたのだらうと推察いたします。そのような社会情勢の中で生まれたこの人吉市は、戦後の復興、その後の高度経済成長期の到来など昭和、平成、令和と多様な時代を駆け抜け、一方で、相良氏七百年の歴史と文化を受け継ぎながら、そして、この地特有の人情味

溢れる土地柄など独自のスピリットを育んできました。

十九世紀を代表するイギリスの思想家、トーマス・カーライルは、「明確な目的があれば、起伏の多い道でも前進できる。目的がないと、平坦な道でも前進できない」という言葉を残していますが、これから本市が歩む道程も、決して平坦な道のりばかりではなく、それを示唆するような格言として受け止めております。昨年、豪雨災害、そして新型コロナウイルスという人類にとって未知なる感染症の蔓延など、近年、数々の災禍に見舞われました。特に、豪雨災害からの復旧、復興を通して、私たちはこの人吉で球磨川と生きる意味、意義を改めて問われることになりました。しかしながら、先人たちが築き上げたこの人吉市が将来にわたって永続し、発展していくため、その再起の年となるよう、私自身、不転の決意を持って、令和三年度も市政運営に邁進してまいります。その大きな目標である発災前より豊かで住み良い人吉を創るために、一歩ずつ着実に「復興の道を前進する」とともに、本市総合計画に掲げるまちづくりの理念「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」の実現に向け、市民の皆様と共に走り続ける一年にしてまいりたいと存じます。

ここで、国が定めました令和三年度の地方財政計画及び本市の財政見込みについて、その概要を申し上げます。

国は令和三年度予算において、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつポストコロナの新しい社会の実現を目指すとともに、中長期的な課題であるデジタル社会をはじめ少子化対策などの全世代型社会保障制度等の確立にも取り組むものとしております。

内容としましては、医療供給体制の強化・検査体制の確立と合わせテレワークや働き方改革による感染症拡大防止策や、成長力強化のためのデジタル改革、グリーン社会の実現、保育サービスの拡充など切れ目ない子育て支援のほか、自然災害からの復興などを後押しする国土強靱化などを推進するものとなっております。

このような方針を受け策定された地方財政計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が予測されることから全体計画として一パーセント程の減を見込む中、地域デジタル社会や防災・減災、国土強靱化の推進、まち・ひと・しごと創生事業等に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、地方交付税の総額は、前年比五・一パーセント、臨時財政対策債については、七四・五パーセントの増と令和二年度交付額等を上回る額を確保するとされています。

しかし、この計画は地方公共団体全体の見込みであり、地域における経済実勢に差異が生じることに留意する必要があります。特に昨年未曾有の大災害を受けた本市におきましては、地方財政計画によらない財政的課題を抱えているところがございます。

本市の令和三年度の財政見込みでございますが、まず市税につきましては、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害における被災状況を勘案し、令和二年度当初予算と比し一・三パーセントの減を見込んでいます。また、普通交付税は、令和二年度の交付実績等を考慮し交付額を見込んでいます。歳出におきまして

は、社会保障費や一般経費の増加などについては行財政健全化の取組により負担軽減に努めたものの、豪雨災害からの早期復旧に向けた災害廃棄物処理、農地、道路橋梁等の災害復旧事業費及び他市町村等からの派遣職員等の人件費など関連予算も引き続き必要な状況にあります。そのため、税収の補てんを含め、人吉応援団基金と今議会に上程した令和二年度補正予算で積み戻し予定の財政調整基金を活用し、予算編成を行ったところでございます。

今後、災害からの新しいまちづくりを進めるうえで復興計画に基づき事業を展開していくこととなりますが、引き続き、行財政健全化計画を踏まえ、事業の優先順位を定め、いくとも、厳しい財政状況の中にも本市の未来型復興に向け、着実に事業を進めてまいります。